



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ッ グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内 川 淳 一 郎
(東 証 第 一 部 ・ コ ー ド 番 号 4 2 8 6)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 平 賀 一 行
(T E L 0 3 - 3 4 0 8 - 3 0 9 0)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、グループ経営の観点から連結配当性向主義を採用し、経営基盤の強化と将来予想される事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた利益配分を実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成 28 年 2 月上旬に、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社ジェイユー（以下「ジェイユー」といいます。平成 28 年 5 月 9 日現在の保有株数は 4,546,200 株であり、発行済株式総数（10,840,000 株）に対する割合は 41.94%（小数点第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。）に相当します。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。ジェイユーは、当社の創業家の資産管理業務を行っている会社であり、当社の代表取締役社長である内川淳一郎の配偶者が代表取締役を務めております。

当社は、ジェイユーからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成 28 年 2 月中旬より、当該株式を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始いたしました。

ジェイユーの意向を踏まえ検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や、株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成 28 年 4 月 27 日に提出した第 29 期第 1 四半期報告書に記載された平成 28 年 3 月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 21 億円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も当社の手元流動性は十分に確保でき、更に事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれることから、かかる自己株式の取得は当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場していることから、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、東京証券取引所市場第一部における市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成28年3月中旬に、ジェイユーに対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案し、その後、具体的な条件について両社で協議を行いました（具体的な条件については後記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。）。その結果、平成28年4月1日、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、ジェイユーより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である200,000株（発行済株式総数に対する割合1.85%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、ジェイユーが本公開買付けに応募する当社普通株式と同数の200,000株（発行済株式総数に対する割合1.85%）を上限とすることといたしました。

以上を踏まえ、当社は平成28年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに買付価格は一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年5月9日の前営業日である平成28年5月6日までの過去1ヶ月間）の当社普通株式の終値の単純平均値666円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して10%のディスカウントを行った599円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。なお、当社の代表取締役社長である内川淳一郎は、ジェイユーの代表取締役の配偶者であり、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とジェイユーとの事前協議には当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の決議に一切関与しておりません。

また、当社はジェイユーとの間で、平成28年5月9日付けで本公開買付けにジェイユーが保有する当社普通株式の一部である200,000株（発行済株式総数に対する割合1.85%）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。当該応募契約について、ジェイユーは、本公開買付けの開始日において、①当社の応募契約上の表明保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、及び②当社について応募契約に定める義務（注2）の重大な違反が存在しないことを応募の前提条件としておりますが、ジェイユーは、自らの裁量により、当該前提条件をいずれも放棄することができるものとしております。

なお、ジェイユーは、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式4,346,200株（発行済株式総数に対する割合40.09%）については、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年5月9日時点において、今後も保有する意向であると伺っております。また、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、あん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うこととなり、応募合意のある上記株式のうちの一部を取得することとなりますが、当社は、ジェイユーより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった株式については、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年5月9日時点において、今後も保有する意向であると伺っております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、当社取締役会において平成28年5月9日付けで決議した株式給付信託（J-E S O P）の導入に伴い設定される信託に対して、本公開買付けにより取得した自己株式の一部を処分する予定ですが、処分株数や処分価格等の詳細は現時点では未定です。また、残りの自己株式については、従業員に対するインセンティブ・プランへの充当並びに買収及び合併等を通じた外部成長戦略への活用を含めて検討してまいります。現時点では未定です。

- (注1) 応募契約においては、当社の表明保証事項として、同契約の締結及び履行のためにその時点までに法令等又は当社の定款その他の内部規則により必要とされる全ての手続を完了しており、当社による同契約の締結及び本公開買付けの実施は法令等又は当社の定款その他の内部規則に違反するものではないことが規定されております。
- (注2) 応募契約において、当社は、①本公開買付けを実施する義務、②当社が同契約の義務に違反した場合又は表明保証に違反があった場合に損害を賠償又は補償する義務、③秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、④同契約に関して当社に課される公租公課及び当社の費用を負担する義務、⑤同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、⑥同契約に定めのない事項についての誠実協議に係る義務を負っております。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	200,100株(上限)	119,859,900円(上限)

(注1) 発行済株式総数 10,840,000株(平成28年5月9日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 1.85%

(注3) 取得する期間 平成28年5月10日(火曜日)から平成28年6月6日(月曜日まで)

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成28年5月9日(月曜日)
② 公開買付開始公告日	平成28年5月10日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成28年5月10日(火曜日)
④ 買付け等の期間	平成28年5月10日(火曜日)から 平成28年6月6日(月曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金599円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である平成28年5月9日の前営業日(同年5月6日)の当社普通株式の終値684円、同年5月6日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値666円、及び同5月6日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値647円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資

産の社外流出をできる限り抑えるべく、東京証券取引所市場第一部における市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、平成28年3月中旬に、ジェイユーに対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案し、その後、具体的な条件について両社で協議を行いました。

具体的な条件としては、当社は、直近業績や株価動向を踏まえ、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成28年5月6日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントをした価格を買付価格とすることを平成28年3月中旬にジェイユーに提案いたしました。その結果、平成28年4月1日、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、ジェイユーより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である200,000株（発行済株式総数に対する割合1.85%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の結果、買付価格は、平成28年5月6日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値666円に対して10%のディスカウント率を適用した599円（円未満四捨五入）とすることを、平成28年5月9日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、買付価格である599円は、本公開買付けの実施を決議した平成28年5月9日の前営業日（同年5月6日）の当社普通株式の終値684円から12.43%（小数点第三位を四捨五入。以下、買付価格に関する割合の計算において同じとします。）、同年5月6日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値666円から10.06%、同年5月6日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値647円から7.42%、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、グループ経営の観点から連結配当性向主義を採用し、経営基盤の強化と将来予想される事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた利益配分を実施していくことを基本方針としております。

かかる状況の下、平成28年2月上旬に、当社の主要株主である筆頭株主のジェイユー（平成28年5月9日現在の保有株数は4,546,200株であり、発行済株式総数に対する割合は41.94%に相当します。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、ジェイユーからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成28年2月中旬より、当該株式を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始いたしました。

ジェイユーの意向を踏まえ検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や、株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

当社普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、東京証券取引所市場第一部における市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、上記検討内容を踏まえ、平成28年3月中旬に、ジェイユーに対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が公開買付

けを実施した場合の応募について提案し、その後、具体的な条件について両社で協議を行いました。

具体的な条件としては、当社は、直近業績や株価動向を踏まえ、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 5 月 6 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%のディスカウントをした価格を買付価格とすることを平成 28 年 3 月中旬にジェイユーに提案いたしました。その結果、平成 28 年 4 月 1 日、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、ジェイユーより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 200,000 株（発行済株式総数に対する割合 1.85%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の検討を経て、当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、買付価格を取締役会決議日の前営業日である平成 28 年 5 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 666 円に対して 10%のディスカウント率を適用した 599 円（円未満四捨五入）とすることを決定いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	200,000（株）	—（株）	200,000（株）

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（200,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（200,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

金 131,800,000 円

（注）買付予定数（200,000 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

（６）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）

いちよし証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号

- ② 決済の開始日

平成 28 年 6 月 28 日（火曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（i）個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

（イ）応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ii）法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、ジェイユーとの間で、平成 28 年 5 月 9 日付けで本公開買付けにジェイユーが保有する当社普通株式の一部である 200,000 株（発行済株式総数に対する割合 1.85%）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。応募の前提条件については、前記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。
- ③ 当社は、平成 28 年 5 月 9 日付けの「株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社の従業員に対して、自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」を導入することにつき、当社取締役会において決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

（ご参考） 平成 28 年 5 月 9 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。）	10,595,600 株
自己株式数	244,400 株

以 上